

湖西市家庭用脱炭素設備等導入支援補助金 ご利用の手引き(令和8年度版)

○前年度までと異なる点

- ・申請方法に「郵送」と「電子申請」を追加しました。
- ・太陽光発電システムの添付書類を変更しました。
(「発電電力の想定自家消費割合が確認できる書類及び根拠資料」を廃止など)
- ・申請書様式を変更しました。 ※昨年度の様式は使用できませんので、ご注意ください。

○申請書の受付期間及び対象

令和 8年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月 31日(必着)

上記の期間内で、

家庭用コージェネレーションシステム(エネファーム) 家庭用蓄電池 V2H充放電設備 太陽光発電システム	設置完了日(領収日または保証開始日のうち、いずれか遅い日) が当年度内のもの
低公害車	新車登録日 が当年度内のもの

が対象となります。

○提出方法

- ・**設置後又は購入後**、窓口へ持参、郵送、又は電子申請で提出してください。

▶窓口へ持参

湖西市役所 環境課 脱炭素推進係 (市役所1階)の窓口へ提出してください。
※土日祝日等閉庁日を除く開庁時間帯

▶郵送(3月31日必着)

下記の宛先へ簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
(宛先)

〒431-0492 湖西市吉美3268
湖西市 環境課 脱炭素推進係 宛

▶電子申請

下記のURLまたは右の二次元コードから申請してください。

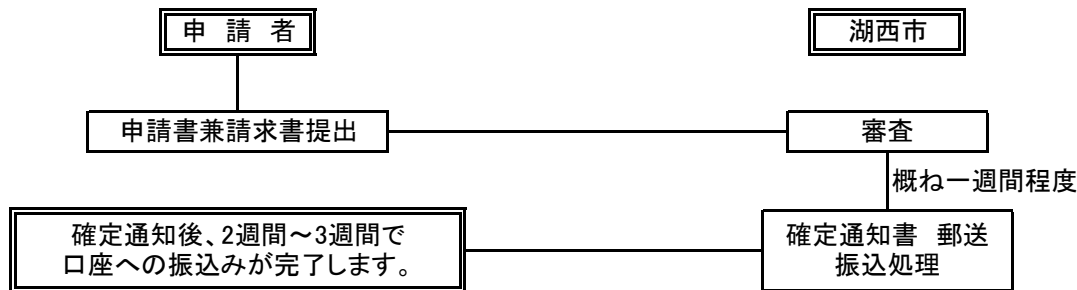
<https://logoform.jp/form/oU27/1193315>



○申請対象者要件

- ・市内に住民登録がある方(低公害車を申請する方は新車登録時点の1年前から)で、自らの住宅又は住宅敷地に対象設備を設置する方。低公害車については、申請者自らが自家用車として使用すること。
- ・市税の未納がない方。
- ・過去に同様の設備の補助金を受領していない方。
(家庭用コージェネレーションシステム(エネファーム)、家庭用蓄電池、V2H充放電設備、太陽光発電システムは同一世帯内で1回限り)
(低公害車は一個人あたり1回限り)

○申請の手順



○提出書類

・申請書兼請求書(様式第1号)に下記の書類を添付して提出してください。※書類は**A4サイズ**に統一してください。

家庭用コージェネレーションシステム(エネファーム)・ 家庭用蓄電池・V2H充放電設備・ 太陽光発電システム	低公害車 (PHV・電気自動車(ミニカー含む)・燃料電池自動車)
<ul style="list-style-type: none"> ・設置費の領収書の写し ・設置費内訳を記載した請求書(見積書)の写し ・設置設備の詳細を記載したパンフレットの写し ・メーカー製品保証書の写し ・住宅の場所がわかる地図 ・設備の設置場所がわかる図面 (太陽光発電システムの場合は不要) ・設置前後の写真 (新築・建替の場合、設置前の写真は不要) 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写し ・購入費内訳を記載した請求書(見積書)の写し ・車検証の写し ・自動車検査証記載事項の写し } (超小型電気自動車の場合) 標識交付証明書の写し ・(超小型電気自動車の場合) 製造証明書又は販売証明書の写し ・(車検証の所有者がローン会社の場合) ローン契約書の写し ・(リース(サブスクリプション含む)の場合) リース契約書の写し
太陽光発電システムのみ必要な書類	
<ul style="list-style-type: none"> ・パネルの枚数が分かる設置図面 ・「系統連携に係る契約のご案内」の写し又は「発電設備の連系に関するお知らせ」の写し 	

○添付書類注意事項

写真

- ・設置前後の写真は、**設備設置直前の写真**(基礎打ち後など)と、設備の設置後の写真とします。
- ・設置前後の写真は、設置前と設置後で**同じ場所(同じ角度)**から撮影し、**同じ場所だとわかるように**撮影をお願いします。
- ・全ての設備の写真撮影の際、**申請者名と撮影日を記載したボード等と一緒に撮影**してください。
- ・万が一写真撮影時にボードを写すことを忘れてしまった場合は、写真の欄外などに**申請者名と撮影日を記載して提出**してください。

領収書

- ・申請書に記載した**設置費(低公害車は現金払い分)と同額の領収書**を添付してください。
- ・申請書に記載した設置費と同額の領収書が用意できない場合(複数の工事の領収書の場合)は、**但書きの欄に「〇〇〇設置費 〇〇〇円込**」といった記載をお願いします。

請求書(又は見積書)

- ・請求書(又は見積書)は、**設置費又は購入費の内訳がわかるように**記載してください。
- ・請求書(又は見積書)には、**主要設備の型式や使用個数(枚数)、単価**を記載してください。

パンフレット

- ・パンフレットは、**対象設備の仕様等**が掲載してあるページのコピーを提出してください。

書類の不備や不足がある場合は、申請を受理できませんので御確認のうえ提出してください。

○対象設備概要

対象機器		対象機器の概要	補助金額
家庭用 コージェネレーション システム	エネファーム	<ul style="list-style-type: none"> ① 都市ガスやLPガスから水素を抽出し空気中の酸素と化学反応を起こして発電をし、その排熱を利用した湯を貯湯する機能を有するシステムであること。 ② 定格運転時において0.5kWから1.5kWの発電出力を有し、低位発熱量基準(LHV基準)の総合効率が80%以上であること。 ③ 未使用の設備であること。 	一律 6万円
家庭用蓄電池		<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅で使用する電気を蓄電するシステムであること。 ② 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する補助事業の対象システムであること。 ③ 未使用の設備であること。 	10,000円/kWh 上限 4万円
V2H充放電設備		<ul style="list-style-type: none"> ① 申請者自らが居住する住宅等に設置し、自らが使用する設備であること。 ② 未使用設備であること。 ③ 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力として使用できる仕組みを備えたものであること。 	一律 4万円
低公害車		<ul style="list-style-type: none"> ① 電気自動車(超小型電気自動車を含む)かPHV、燃料電池自動車であること。 ② 申請時に新規登録された車両であること。 ③ 個人が自家用車として使用すること。 ④ 継続して3年以上使用すること。 	電気・PHV 一律 5万円
			燃料電池 一律 15万円
太陽光発電システム		<ul style="list-style-type: none"> ① 太陽光を利用して発電するシステムであること。 ② 日本産業規格又はIEC等の国際規格等に適合しているもの。 ③ 申請者自らが居住する住宅に設置し、自らが使用する設備であること。 ④ PPAやリースによる設備設置ではないこと。 ⑤ 未使用の設備であること ⑥ 補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 	10,000円/kw 上限 4万円 ただし、蓄電池と同時申請の場合 15,000/kw 上限 6万円